

平成27年度国立研究開発法人国際農林水産業研究センター調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター（以下「JIRCAS」という。）は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成27年度国立研究開発法人国際農林水産業研究センター調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

- (1) JIRCASにおける平成26年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は69件、契約金額は272百万円である。また、競争性のある契約は48件（69.6%）、196百万円（72.0%）、競争性のない契約は21件、（30.4%）、76百万円（28.0%）となっている。

平成25年度と比較して、競争性のない契約件数の件数に変わりはないが、金額においては6百万円（8.7%）増加している。これは、海外機関との研究委託契約等が減少したこと及び緊急を要する契約及び特殊な業務委託契約が増加したためである。

平成26年度におけるJIRCASの競争性のない随意契約は、海外機関との研究委託契約等11件（20百万円）、電気料等の光熱水料及び郵便料金等の通信費用などの契約5件（44百万円）、官報掲載料1件（2百万円）、継続的な法律相談が必要な法律顧問契約1件（1百万円）などとなっており、いずれも随意契約以外には契約が困難な事案となっている。また、他の3件については、平成26年度に発生した隔離温室からの未処理廃水緊急移送事案に係る緊急又は特殊な業務委託契約2件（8百万円）及び国際シンポジウム会場施設使用1件（1百万円）となっており、その業務の緊急性や契約内容から一般競争等による契約が難しい業務となっている。

表1 平成26年度のJIRCASの調達全体像

（単位：件、百万円）

	平成25年度		平成26年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(55.2%) 37	(66.4%) 209	(53.6%) 37	(58.8%) 160	(0.0%) 0	(△23.4%) △ 49
企画競争・公募	(13.5%) 9	(11.4%) 36	(15.9%) 11	(13.3%) 36	(22.2%) 2	(0.0%) 0
競争性のある契約（小計）	(68.7%) 46	(77.8%) 245	(69.6%) 48	(72.1%) 196	(4.3%) 2	(△20.0%) △ 49
競争性のない随意契約	(31.3%) 21	(22.2%) 70	(30.4%) 21	(27.9%) 76	(0.0%) 0	(8.6%) 6
合計	(100%) 67	(100%) 315	(100%) 69	(100%) 272	(3.0%) 2	(△13.7%) △ 43

(注1) 計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の（ ）書きは、平成26年度の対25年度伸率である。

(2) JIRCASにおける平成26年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は23件（51.1%）契約金額は84百万円（45.9%）である。

平成25年度と比較して、一者応札・応募による契約の件数は3件増（15%増）、金額は23百万円増（37.7%増）となっている。件数については主に研究用機器等の調達及び企画競争による研究委託契約において一者応札・応募が増加したことによるものであるが、これは特殊な機器等の調達であること及び海外における業務が含まれる研究委託契約であることにより応札可能者が限られるためである。

平成26年度にけおる一者応札・応募については、研究委託契約10件（30百万円）、研究用機器等の購入3件（10百万円）、特殊な機器・システム等の維持管理等6件（31百万円）、海外で実施する業務を含む特殊な役務契約1件（2百万円）、電子ジャーナル1件（5百万円）、財産保険1件（3百万円）、健康診断業務1件（3百万円）である。

表2 平成26年度のJIRCASの一者応札・応募状況 (単位：件、百万円)

		平成25年度	平成26年度	比較増△減
2者以上	件数	24 (54.5%)	22 (48.9%)	△ 2 (△ 8.3%)
	金額	170 (73.6%)	99 (54.1%)	△ 71 (△ 41.8%)
1者以下	件数	20 (45.5%)	23 (51.1%)	3 (15.0%)
	金額	61 (26.4%)	84 (45.9%)	23 (37.7%)
合計	件数	44 (100%)	45 (100%)	1 (2.3%)
	金額	231 (100%)	183 (100%)	△ 48 (△ 20.8%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入にしているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。

(注3) 比較増△減の（ ）書きは、平成26年度の対25年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野（【 】は評価指標）

上記1の現状分析を含め総合的な検討を行った結果、研究開発等に係る物品及び役務の調達（研究用機器、試薬等の購入、成分分析の外注等）及び一般的な物品の調達について、調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

(1) 研究開発等に係る物品及び役務の調達

研究用機器等に関する調達について、平成27年度においては、新たに①及び②の取組を実施していくことで、公平性・透明性を確保しつつ合理的な調達を目指す。

- ① 特殊で専門的な研究用機器の調達及び試作等であり、契約の相手方が特定される場合について、随意契約によることができる具体的事由を契約事務取扱規程において明確にし、調達事務の合理化及び早期調達を推進する。【契約事務取扱規程の改正】
- ② 単価契約の対象品目を拡大し、調達手続きの簡素化と納期の短縮等を図る。【調達手続きの簡素化と納期の短縮】

(2) 一般的な物品及び役務の一括調達、共同調達

研究開発等に係る特殊性が高い物品以外の一般的な物品及び役務の調達について、調達コストの削減を図るために、平成27年度においては、一括調達、共同調達の取組を推進することとし、既に取り組んでいるコピー用紙、トイレットペーパーのつくば地区5法人一括単価契約について、品目を拡大し、調達手続きに要する時間の短縮、調達金額の削減を図る。【調達手続きに要する時間及び調達金額の節減】

3. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たな競争性のない随意契約を締結することとなる案件（工事250万円以上、物品の購入160万円以上、役務100万円以上）については、事前に法人内に設置された契約監視委員会に報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

ただし、緊急を要する場合等やむを得ないと認められる場合は、事後的に報告を行うこととする。【新たな競争性のない随意契約に係る契約監視委員会における事前審査実施率：数値目標100%】

(2) 一者応札・応募の改善

一者応札・応募については、地理的要因や業務の特殊性により発生する場合もあるが、その他の要因を分析し、その要因に応じた取組を実施するため、入札説明書受領者、応札者に対しアンケート等を実施し、引き続き改善を図る。

また、仕様書における業務内容の明確化及び必要最低限の仕様であるかの点検、電子メールによる入札説明書等の配付等により入札に参加しやすい環境を整える。【入札等に参加しやすい環境整備の実行】

(3) 不適正な経理処理の発生の再発防止のための取組

不適正な経理処理の再発防止、コンプライアンス及び内部統制について、職員を対象とした各種研修を実施するとともに、研修の理解度について検証を行う。【不適正経理の再発防止等のための研修の実施】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、理事を総括責任者とする調達等合理化検討委員会により調達合理化に取り組むものとする。

総括責任者：理事

副総括責任者：総務部長

委員：企画調整部長、研究支援室長、研究業務推進科長、財務課長、財務課課長補佐（経理）、財務課課長補佐（用度）、総務課長、
その他総括責任者が指名する者

事務局：財務課

（2）契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準（新規の随意契約、2カ年度連続の一者応札・応募案件など）に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、JIRCASのホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合は、調達等合理化計画の改定を行うものとする。